

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

訓令
許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(一六・総務課)
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一七・人事課)

訓 令

秋田県訓令第十六号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城
許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表農林水産部水産漁港課漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の項及び同表農林水産部水産漁港課漁業再建整備特別措置法施行令(昭和五十一年政令第三百三十二号)の項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表農林水産部水産漁港課の項中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に、「漁業再建整備特別措置法施行令」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年十月一日から施行する。

秋田県訓令第十七号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

別表第六企画振興部市町村課地方自治法の項第十九号中「第243条の2第6項」を「第243条の2第10項」に改め、同表農林水産部水産漁港課漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の項及び同表農林水産部水産漁港課漁業再建整備特別措置法施行令(昭和五十一年政令第三百三十二号)の項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表農林水産部水産漁港課の項中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に、「漁業再建整備特別措置法施行令」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令」に改め、同表出納同管財課秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の項第二号中「公舎等」を「公舎等」に、「第8条第2項」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄